

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2021 年 2 月 19 日

# 野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型

追加型投信/海外/株式

#### ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。) は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 なお、ファンドの投資信託約款の全文 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

#### 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

http://www.nomura-am.co.jp/

●携帯サイト(基準価額等)

http://www.nomura-am.co.jp/mobile/



受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

	商品分類		属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 株式オプション)))	年12回 (毎月)	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

<sup>\*</sup>属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2020年12月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:42兆6579億円(2020年11月30日現在)

この目論見書により行なう野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月18日に関東財務局長に提出しており、2021年2月19日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型 信託終了(繰上償還)について

「野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型」(以下、「当ファンド」といいます。)につきましては、下記の通り信託を終了(繰上償還)することについて、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を実施する予定です。

記

当ファンドは、投資信託約款において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、書面決議の成立をもって、受託者と合意の上、信託を終了(繰上償還)させることができると規定しています。

現状、当ファンドは運用資産額が減少してきており、このような状況が継続した場合、本来の運用目標を 達成することが困難になっていくと判断されることから、当ファンドの投資信託約款に基づき、信託を終了 (繰上償還) することについて書面決議の手続きをとることといたしました。

可決となった場合、当ファンドは 2021 年 6 月 28 日に信託を終了(繰上償還)します。 否決となった場合、当ファンドは信託を終了(繰上償還)しません。

なお、2021 年 2 月 19 日以降のお申込みにより取得された受益権および 2021 年 2 月 18 日以前のお申込みにより換金された受益権については、書面決議における議決権はございません。

また、書面決議の結果、2021 年 6 月 28 日に信託を終了(繰上償還)する場合、2021 年 4 月 20 日以降の取得のお申込み分より、受付を中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社



## ┗ ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

## ■ ファンドの特色

#### 主要投資対象

新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)<sup>\*1</sup>、優先株を含みます。)を実質的な主要投資対象<sup>\*2</sup>とします。加えて、保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入<sup>\*3</sup>の獲得を目指す「株式プレミアム戦略」を実質的に活用します。

- ※1 Depositary Receipt (預託証書)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- ※2「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- ※3 オプションを売った対価として受取る権利料のことを指します。

#### <一般的なコール・オプションとは>

- ・コール・オプションとは、ある特定の商品(株式など)を将来のある期日(満期日など)に、あらかじめ決められた特定の価格(=権利行使価格)で買う権利を売買する取引のことです。
- ・取引開始日に、コール・オプションの買い手は、その対価として、コール・オプションの売り手にプレミアム(権利料)を支払います。
- ・買い手は満期日に権利を行使して、当該商品を権利行使価格で手に入れることができます。一方、売り手はこの権利 行使に応じる必要があります。商品の受渡しによる決済のほか、現金による決済もあります。
- ・株価水準や株価変動率が上昇すること等が、コール・オプションの評価値の上昇要因となります。なお、コール・オプションの売却を行なう場合には、コール・オプションの評価値の上昇は、損失を被る要因となります。
- ※上記は、コール・オプションの全てを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。

#### 投資方針

- ●円建ての外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム BRLクラス」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」に投資します。
  - ◆投資する外国投資信託においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行ないます。
- ●通常の状況においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム BRLクラス」への投資を中心とします\*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
  - ※通常の状況においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーBRLクラス」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ■外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト グローバル・エマージング・マーケット・ ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム – BRL クラス」の主な投資方針について■
- ◆新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
- ◆新興国の高配当利回り株式等への投資に加えて、「株式プレミアム戦略」を活用し、さらなる収益の獲得を目指します。「株式プレミアム戦略」とは、保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。
  - ・各コール・オプションの売却等は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行ないます。
  - ・保有銘柄の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することを基本とします。この場合、保有株数の一部 または全部にかかるコール・オプションを売却します。
  - ・同一の銘柄に対し条件の異なる複数のコール・オプションを売却する場合があります。
  - ・各コール・オプションの満期時において、再度コール・オプションを売却する場合があります。この場合、コール・オプション条件は異なる可能性があります。
  - ・ファンドでは、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

#### <株式プレミアム戦略の受払イメージ>

※受払のタイミングは異なります。

オプション満期時において、 株式等の価格が権利行使価格以下の場合

オプション満期時において、 株式等の価格が権利行使価格超の場合



・プレミアムの受け取り



- ・プレミアムの受け取り
- ・オプションにおける支払い (株式等の価格が権利行使価格を超える部分)
- \*上記は当ファンド全体の損益を示したものではありません。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。 なお、一部解約等に伴い株式プレミアム戦略を解消する等の場合はこの限りではありません。
- ※株式等の価格の上昇/下落にかかわらずオプションのプレミアム収入を獲得することができます。一方で、 株式等の価格が権利行使価格を超えて値上がりした局面では、株式等の価格の上昇による収益の一部を享受 できない場合があります。

#### <株式プレミアム戦略におけるオプションの評価>

オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、コール・オプション売却 時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。

ファンドは、コール・オプションの売却を行ないますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。

#### <投資対象資産の収益のイメージ>

株式等への投資から得られる 株式プレミアム戦略から得られる 収益のイメージ 収益のイメージ 収益を得られる [配当の受け取り] [プレミアムの受け取り] ケース 売却したオプションの 価値の下落 株式等の価格の上昇 (プレミアム収入が上限) 株式等の価格の下落 売却したオプションの 価値の上昇 損失やコストが 「オプションにおける支払い:オプション満期 発生するケース 時において、株式等の価格が各権利行使価格 を超える場合、当該超過部分] ※後述の「投資リスク」の「株式等の価格変動リスク」、「株式プレミアム戦略のリスク」もご覧くださ い。



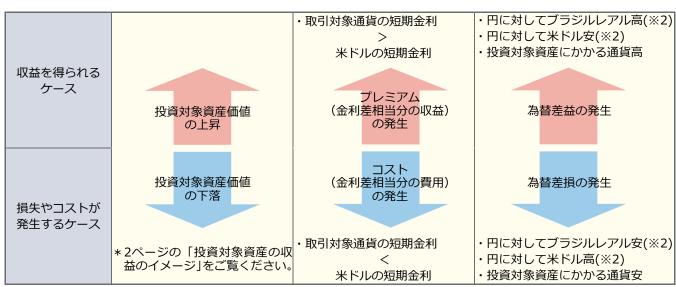
#### ■当ファンドの収益のイメージ■

●当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。



- \*投資対象資産にかかる通貨の為替変動に加えて、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額と ほぼ同額程度の米ドルを売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行ないますので、ブラジルレアルの為替変動リスクと、米ドル の為替変動リスクが発生することに留意が必要です。
- ●当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応して リスクが内在していることに留意が必要です。(括弧内は、損失やコストの発生要因を表しま す。)

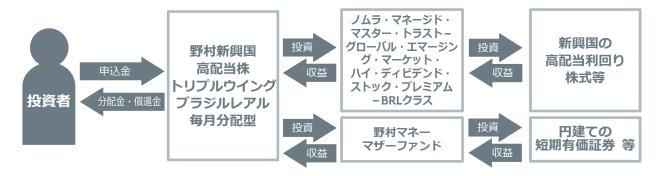




- ※2 ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、ブラジルレアルを買う為替取引においては、 ブラジルレアル高(ブラジルレアル安)と米ドル安(米ドル高)の個別の為替変動により為替差益(為替差損)が発生す るのではなく、両者の為替変動により、収益を得られるケースと損失が発生するケースに分かれます。
- \*取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム/コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。
- \*市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



#### 投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト – グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム – BRLクラス (ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

く運用の基本方針と	>
主要投資対象	新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とします。 加えて、保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲 得を目指す「株式プレミアム戦略」を活用します。
投資方針	・新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、タイのNVDR (Non-Voting Depositary Receipt)、不動産投資信託証券(REIT)、上場投資信託(ETF)等にも投資します。 ・新興国の高配当利回り株式等への投資に加えて、「株式プレミアム戦略」を活用し、さらなる収益の獲得を目指します。「株式プレミアム戦略」とは、保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。 ・株式プレミアム戦略によってさらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。 ・BRLクラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則としてファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行ないます。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内 とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償 還 条 項	BRLクラスの純資産残高が50億円を下回った場合にはBRLクラスを償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受 託 会 社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
管理事務代行会社保 管 銀 行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー



<管理報酬等>						
信 託 報 酬	純資産総額の0.50%(年率)					
申 込 手 数 料	料 なし					
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.30%(当初1口=1万円)					
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用 および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および 立替金の利息など。					
	ファンドの設立に係る費用(3年を超えない期間にわたり償却)。					

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

\*上記は2021年2月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益 の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

#### 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への 投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

#### 分配の方針

原則、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。



\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

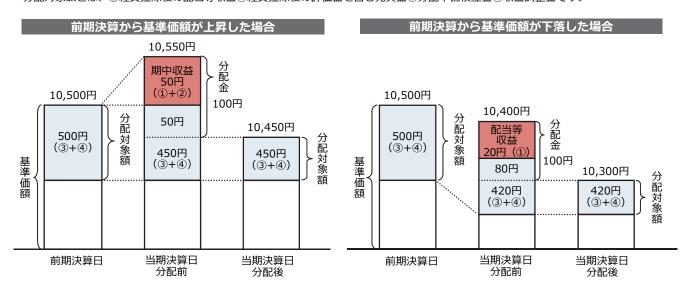


#### 分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資 産から支払われますので、分配金支払い後の純資産 はその相当額が減少することとなり、基準価額が下 落する要因となります。



- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配 を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を 示唆するものではありません。
  - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基 準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
  - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合 普通分配金 には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。) 元本払戻金 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本 (特別分配金) 払戻金(特別分配金)となります。

▶投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の 投資者の個別元本となります。



(分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例)

分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準 価額について示唆、保証するものではありません。



## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、 基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、 投資信託は預貯金と異なります。** 

株式等の 価格変動リスク	ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株式等の価格変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
株式プレミアム戦略 のリスク	株式等への投資と当該株式等にかかるコール・オプションを売却する株式プレミアム戦略を組み合わせることにより、コール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益を放棄することになります。このため、当該株式等のみに投資した場合と比較して投資成果が劣後する場合があります。また、ファンドの投資成果が株式等の市場全体の動きに対して劣後する場合があります。 株式プレミアム戦略において、コール・オプションの売却を行なうため、株式等の価格水準や株式等の価格変動率が上昇すること等で、オプションの評価値の上昇による損失を被ることとなり、基準価額の下落要因となります。株式プレミアム戦略において、株式等の価格下落時に株式プレミアム戦略を
	再構築した場合、株式等の価格が当初の権利行使価格まで回復した場合でも、 株式等の値上がり益は、当該戦略を再構築した際の権利行使価格までの値上 がり益に限定されるため、基準価額は当初の水準まで戻りません。 換金等に伴い株式プレミアム戦略を解消する場合、市場規模や市場動向等に よっては、コストが発生し、基準価額に影響を与える場合があります。
為替変動リスク	投資対象である外国投資信託は新興国の高配当利回り株式等を主要投資対象としますが、組入外貨建資産について、原則として為替へッジを行ないませんので、当該組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受けます。加えて、投資対象である外国投資信託においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として BRL クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行ないますので、ブラジルレアルの為替変動の影響と米ドルの為替変動の影響を両方受けます。例えば、円に対してブラジルレアル高となった場合であっても、円に対して米ドル高となった局面においては、両者の為替変動により、必ずしも収益を得られるとは限らず、損失を被る場合もあります。
	得られるとは限らり、損失を被る場合もあります。 ファンドが投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進 国以上に大きいものになることも想定されます。



	また、ブラジルレアルの金利が米ドルの金利よりも低い場合、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

<sup>\*</sup>基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能 性があります。
- ●「株式プレミアム戦略」中の「プレミアム」とは、オプションのプレミアム収入の「プレミアム」を意味します。
- ●ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ●金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ●外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由 化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF\*(ノン・デリバラ ブル・フォワード)を用いる場合があります。
  - NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給等の市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
  - ※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
- ●店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。



●ファンドは2021年6月28日に信託を終了(繰上償還)することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、 委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投 資比率は低下していきます。

また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

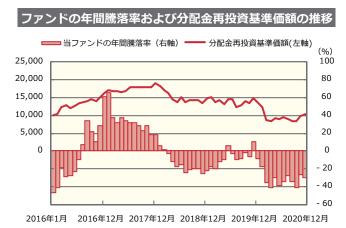
## ■ リスクの管理体制

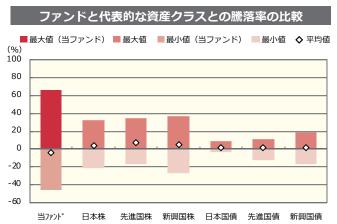
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

- ●パフォーマンスの考査
  - 投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。
- ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## ■ リスクの定量的比較 (2016年1月末~2020年12月末:月次)





	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	65.6	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 46.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	△ 4.3	3.6	6.8	4.6	1.4	1.0	1.0

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年1月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2016 年 1 月から 2020 年 12 月の 5 年間の各月 末における 1 年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2016 年 1 月から 2020 年 12 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



<代表的な資産クラスの指数>

○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

○先進国株: MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)

○新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

○日本国債: NOMURA-BPI 国債

○先進国債: FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

○ 新興国債: JP モルガン・ガバメント・ボント・インデックス – エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ○MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- ○FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

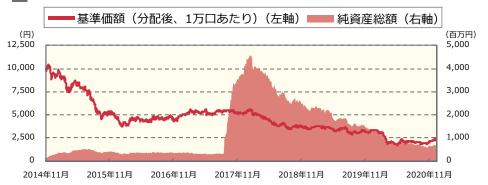
JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# **運用実績** (2020年12月30日現在)

## **基準価額・純資産の推移**(日次:設定来)



## ➡ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2020年12月	5	円
2020年11月	5	円
2020年10月	5	円
2020年9月	5	円
2020年8月	5	円
直近1年間累計	90	円
設定来累計	4,375	円

## - 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

大兵のの町	では、						
順位	名柄 	業種	投資比率(%)				
1	SAMSUNG ELECT CO LTD N/VOTING SHS	情報技術	7.5				
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUF CO LTD	情報技術	5.6				
3	CHINA CONSTRUCTION BANK H	金融	3.5				
4	CHINA MOBILE LTD	通信サービス	2.7				
5	IND & COMM BANK OF CHINA LTD H	金融	2.7				
6	SOUTHERN COPPER	素材	2.4				
7	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	2.4				
8	GAZPROM- ADR	エネルギー	2.3				
9	YAGEO CORPORATION	情報技術	1.8				
10	HON HAI PRECISION INDUSTRY LTD	情報技術	1.8				

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2014年は設定日(2014年11月12日)から年末までの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

<sup>●</sup>ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。



# ▋ お申込みメモ

購	入	単	位	1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位 (購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資 コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)	
購	入	価	額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購	入	代	金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換	金	単	位	1 口単位または 1 円単位	
換	金	価	額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換	金	代	金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを 延期する場合があります。	
申	込 締	切時	間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購	入の「	申 込 期	間	2021年2月19日から2021年4月19日まで	
換	金	制	限	大口換金には制限を設ける場合があります。	
申	込っ	不 可	日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合または 12月 24日である場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドン証券取引所 ・ロンドンの銀行 ・香港取引決済所 ・ルクセンブルグの銀行 ・サンパウロ証券取引所 ・サンパウロの銀行	
		き申込受付び 取 消		金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの 受付を取消すことがあります。	
信	託	期	間	2024年7月29日まで (2014年11月12日設定) 【信託の終了】 ファンドは2021年6月28日に信託を終了(繰上償還)する予定です。	
繰	上	償	還	主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。	
決	ٳٛ	———— 算	日	原則、毎月 27 日(休業日の場合は翌営業日)	
収	益	分	配	年 12 回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信	託金(	の限度	額	5000 億円	
公			告	原則、http://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。	
運	用	報告	書	1月、7月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に 交付します。	



課

税

関

# 手続・手数料等

係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

配当控除の適用はありません。

\*上記は2020年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ▋ ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

投	投資者が直接的に負担する費用								
	購入時手数料	(詳しく 購入時	購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務 コストの対価として、購入時に頂戴するものです。						
	信託財産留保額	換金時 負担い			こ額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご				
投:	投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
		信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末 たは信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。							
				信託報酬率	年1.188%(税抜年1.08%)				
		および役務の内容がよび役務の内容がある。	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.35%				
	運用管理費用 (信託報酬)		販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.70%				
		容抜	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%				
		投資	対象	とする外国投資信託の信託報酬率	年0.50%				
				実質的な負担 <sup>(注)</sup>	年1.688% 程度 (税込)				
		(注) ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する 信託報酬率について算出したものです。							
	その他の費用・ 手数料	・組入有価証券等の高官の際に発生する高官委託主教制							
		・ファ	ンド	こ関する租税	等				



# 手続・手数料等

#### 税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- \*上記は2020年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \*少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合 少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりま す。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合 わせください。
- \*法人の場合は上記とは異なります。
- \*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# M E M O

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

# M E M O

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

